

決議を可決しました

※決議は、議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するものです。

北朝鮮の地下核実験に断固抗議し、日本政府並びに核保有国が、核兵器禁止条約の交渉を開始することを求める決議

北朝鮮は、2月12日に3回目の地下核実験を行った。これは、同国に「いかなる核実験又は弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないこと」を要求した国連安保理決議(平成18年・平成21年)や、「一切の核兵器及び現在の核計画を放棄する」と合意した6カ国協議共同声明(平成17年9月19日)に明確に違反する暴挙である。

広島・長崎の被爆を原点に広がった原水爆禁止の運動は、被爆68年を迎えて「核兵器のない世界」という、希望を現実に変えていく新たな局面に入っている。そしていま、NGOはもちろん、国連や非同盟諸国、平和首長会議などさまざまな勢力がそのための努力を開始している。

現に、去年の国連総会第1委員会でも、マレーシア提案の「核兵器禁止条約の交渉開始」決議案には北朝鮮も含めて135カ国が賛成し、採択された。

今回の地下核実験の強行は、国際社会のこうした努力に水を差し、北東アジアに新たな緊張と不安をつくり出すものであり、どのような口実によっても正当化されるものではない。

尾道市議会は、原爆の惨禍を体験した唯一の被爆国の、なかでも被爆地広島県の市内市の代表機関として、北朝鮮の地下核実験強行を絶対に許すことはできない。強い怒りを込めて抗議するものである。

同時に、北朝鮮に対して直ちに核兵器の開発・実験計画を放棄し、朝鮮半島の非核化と北東アジアの平和と安定のための6カ国協議を含むあらゆる機会を設けて、誠実に話し合いの場に着くよう強く求める。

また、日本政府が、被爆国の政府として「核兵器禁止条約」の交渉開始のため、イニシアティブを発揮するよう求めるとともに、アメリカ、中国、ロシアを初めとした全ての核保有国に対しても、「核兵器禁止条約」の交渉開始のため積極的な役割を果たすことを求めるものである。

以上、決議する。

2月定例会では、下記3件の
意見書を可決し、関係機関に
提出しました。

意見書 (要旨・要望事項)

※意見書とは、市の公益に関する
ことについて、議会としての意思を
意見としてまとめた文書で、国会
や関係行政庁に提出します。

造船「2014年問題」の対策を求める意見書

- 造船「2014年問題」にかかわり、新しい造船産業振興ビジョンを早期に構築すること。
- 造船産業の復興に向け、日本沿岸のエネルギー開発にかかわる掘削船の発注や、巡視船・訓練船及び調査船の建造及び、地震津波の災害時における救助支援船・浮体構造物台船など産業救済のための経済対策に早急に取り組むこと。
- 国の基幹産業である造船産業を壊滅させないため、後継者の育成・技術の維持・発展に欠かせない学校及び職業訓練所などの再構築を図ること。
- 不幸にして倒産した企業や生産調整により解雇された従業員の救済のため、緊急雇用対策を講じること。
- 企業の新規事業への取り組みや、企業が生産調整による派遣・出向・職種転換などに対する支援策を講じること。

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

- ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成26年度に保険適用とすること。
- 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成25年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を各都道府県に最低1カ所設けること。

地方公務員給与引き下げを前提にした財政措置を行わないよう求める意見書

- デフレ不況の克服や「地方分権」の流れに逆行する公務員給与引き下げを前提にした財政措置を行わないこと。